

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和6年4月26日（令和6年（独情）諮問第36号ないし同第40号）

答申日：令和8年3月4日（令和7年度（独情）答申第109号ないし同第113号）

事件名：特定年度の特定研究科入試の受験者の成績等の不開示決定に関する件
特定年度の特定研究科入試の受験者の成績等の不開示決定に関する件
特定年度の特定研究科入試の受験者の成績等の不開示決定に関する件
特定年度の特定研究科入試の受験者の成績等の不開示決定に関する件
特定年度の特定研究科入試の受験者の成績等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）に掲げる5文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書1」という。）及び同（2）に掲げる5文書（以下、順に「文書6」ないし「文書10」といい、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月19日付け第2023-160号ないし第2023-164号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（令和6年（独情）諮問第36号ないし同第40号（原処分1ないし原処分5関係））

実際に不当な合否判定が、全体の中でも合格基準に達しているにもかかわらず繰り返しなされている可能性が非常に高く、事実を明らかにし、国民であり、資質のある受験者の入学する権利を守り、入試の不透明で不正が行われている可能性がある部分を明らかにし、国立大学として襟を正していただくため。

(2) 意見書（令和6年（独情）諮問第36号ないし同第40号（原処分1ないし原処分5関係））

今回東京大学で2019年から明らかな不正な合否判断が、国立大学であるにもかかわらず繰り返しなされていた可能性が非常に高く、合格者化開示している情報からして合格ラインに達しているにもかかわらず、不合格が続いております。

「（令和元年度ないし令和5年度実施の）特定研究科入試に関する内規」（文書1ないし文書5）「令和元年度ないし令和5年度実施の特定研究科入学試験の受験者・合格者のうち、特定専攻分野の点数と合格者の点数」（文書6ないし文書10）の開示を請求します。公正な入試が国立大学で行われ、受験者の人権が守られることを希望します。

第3 諮問庁の説明の要旨（令和6年（独情）諮問第36号ないし同第40号（原処分1ないし原処分5関係））

1 本請求の対象文書について

本請求の対象文書は、「令和元年度ないし令和5年度実施の特定研究科入試の関係書類（合格ラインの基準点、受験者の点数分布、受験者・合格者のうち、特定専攻特定分野の点数と合格者の点数）」である。東京大学（以下、第3において「本学」という。）は、第2023-160号ないし第2023-164号の開示請求に対し、「（令和元年度ないし令和5年度実施の）特定研究科入試に関する内規」（文書1ないし文書5）については、入試基準そのものであり、公にすると、詳細な選考方法等が推測され、公平・公正・的確に受験者の知識及び入学後の研究適正を把握することが極めて困難となるなど、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書き及びハに該当するため不開示とし、「令和元年度ないし令和5年度実施の特定研究科入学試験の受験者・合格者のうち、特定専攻特定分野の点数と合格者の点数」（文書6ないし文書10）については、文書全体が法5条1号本文の個人情報に該当するとともに、合否判定基準と密接に関係しているため、公にすることにより、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書き及びハに該当するため不開示とした。また、「合格ライン基準点」及び「受験者の点数分布」のわかる文書は作成しておらず不存在。」とする不開示決定を令和6年1月19日に行った。

これに対して審査請求人は、令和6年3月7日受付けの審査請求書によ

り、開示決定を取消し、不開示とした文書の開示を求めている。

2 審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、上記令和6年3月7日受付けの審査請求書において、「実際に不当な合否判定が、全体の中でも合格基準に達しているにもかかわらず、繰り返しなされている可能性が非常に高く、事実を明らかにし、国民であり、資質のある受験者の入学の権利を守り、入試の不透明で不正が行われている可能性がある部分を明らかにし、国立大学として襟を正していただく」旨を主張する。

しかしながら、「（令和元年度ないし令和5年度実施の）特定研究科入試に関する内規」（文書1ないし文書5）については、正に入試基準そのものであり、具体的な採点方法や合否の決定方法等が詳細に記載されている。この内規を公にすると、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行い、解答方法に影響を及ぼすことになるので、入学試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。したがって、法5条4号柱書き及びハにより、開示することはできない。

「令和元年度ないし令和5年度実施の特定研究科入学試験の受験者・合格者のうち、特定専攻特定分野の点数と合格者の点数」（文書6ないし文書10）については、特定選考特定分野の各受験者の筆記試験の点数等が記載された一覧表であり、文書全体が法5条1号本文の個人情報に該当する。また、当該一覧表は、合否判定基準と密接に関係しているため、公にすることにより、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書き及びハに該当する。したがって、法5条1号、4号柱書き及びハにより、開示することはできない。

したがって、本学の決定は妥当なものであると判断する。

3 結論

以上のことから、本学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ① 令和6年4月26日 | 諮問の受理（令和6年（独情）諮問第36号ないし同第40号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年5月16日 | 審議（同上） |
| ④ 同年9月2日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ⑤ 令和8年1月14日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑥ 同年2月26日 | 令和6年（独情）諮問第36号ないし同第40号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号並びに4号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、別紙の2に掲げる部分は新たに開示するが、その余の部分（以下、本件対象文書1の当該部分を「不開示維持部分1」といい、本件対象文書2の当該部分を「不開示維持部分2」といい、併せて「不開示維持部分」という。）については不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示維持部分1について

ア 当審査会において本件対象文書1を見分したところ、令和元年度ないし令和5年度実施の東京大学大学院医学系研究科医学博士課程入試に関する各年度の入試に係る内規であって、各内規には、その実施に必要な委員会の設置、当該入試の採点方法及び合否の決定方法等が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、本件対象文書1の全部を不開示とした理由について、上記第3の1及び2のとおり説明する。

ウ これを検討するに、不開示維持部分1を公にすると、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行い、解答方法に影響を及ぼすことになるので、入学試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号ハに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示維持部分2について

ア 当審査会において本件対象文書2を見分したところ、文書6ないし文書10の各文書には、東京大学大学院医学系研究科医学博士課程入試の当該文書の実施年度の受験者の成績一覧が記載されており、各受験者の氏名、受験番号、得点の合計、口述試験結果などが記載されているものと認められる。

イ 諮問庁は、本件対象文書2の全部を不開示とした理由について、上記第3の1及び2のとおり説明する。

ウ 以下、検討する。

(ア) 不開示維持部分 2 のうち、表頭部分及び表中の N o 欄の記載部分について

a 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(a) 不開示維持部分 2 のうち表頭部分には、入試の判定基準及び方法に関する事項が含まれており、これを開示することで選考方法等の詳細が推測され、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行うなど解答方法に影響を及ぼすこととなる。こうした選抜制度への過度な干渉につながる状況は、公平・公正かつ的確に受験者の知識や入学後の研究適性を把握することを極めて困難にするなど、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(b) また、不開示維持部分 2 のうち表中の N o 欄の記載部分から受験者数が明らかとなるが、受験者数は公開していない情報である。これを公開することで募集人数から受験倍率を推測することができる情報となるが、実際は判定基準や方法に密接に関係する情報として不開示としている内容や、総合的な判断の下募集人数を超えて合格となる者も含まれるため、表頭部分の不開示情報（上記（a））と同様の影響や支障を及ぼすおそれがある。

(c) 以上のことから、当該部分は、法 5 条 4 号柱書き及びハに該当するため不開示とすべきである。

b 本件対象文書 2 の記載に鑑みれば、当該部分を公にすると、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行うなど解答方法に影響を及ぼすこととなり、公平・公正かつ的確に受験者の知識や入学後の研究適性を把握することを極めて困難にするなど、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記 a の諮問庁の説明は、不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法 5 条 4 号ハに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 不開示維持部分 2 のうち、上記（ア）で判断した部分を除く部分について

a 当該部分は、特定の個人（受験者）の氏名と当該受験者個人に係る情報等が記載された部分が一体として、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- b 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない旨説明する。この説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該部分が同号ただし書イに該当するとは認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- c 法6条2項による部分開示の可否について検討すると、受験者の氏名は個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分については、個人識別部分でないとしても、これを公にすると、当該受験者の友人等一定の範囲の者にとっては、当該受験者を特定する手掛かりとなることは否定し難く、当該情報の内容に照らせば、そのような者に知られることによって当該受験者の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、同項による部分開示はできない。
- d したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号柱書き及びハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号並びに4号柱書き及びハに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び4号ハに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

(1) 本件対象文書 1

文書 1 (令和元年度実施の東京大学大学院医学系研究科) 医学博士課程入試に関する内規 (令和 6 年(独情)諮問第 36 号関係)

文書 2 (令和 2 年度実施の東京大学大学院医学系研究科) 医学博士課程入試に関する内規 (同第 37 号関係)

文書 3 (令和 3 年度実施の東京大学大学院医学系研究科) 医学博士課程入試に関する内規 (同第 38 号関係)

文書 4 (令和 4 年度実施の東京大学大学院医学系研究科) 医学博士課程入試に関する内規 (同第 39 号関係)

文書 5 (令和 5 年度実施の東京大学大学院医学系研究科) 医学博士課程入試に関する内規 (同第 40 号関係)

(2) 本件対象文書 2

文書 6 令和元年度実施の東京大学大学院医学系研究科医学博士課程試験の受験者の成績について記載のある文書 (同第 36 号関係)

文書 7 令和 2 年度実施の東京大学大学院医学系研究科医学博士課程試験の受験者の成績について記載のある文書 (同第 37 号関係)

文書 8 令和 3 年度実施の東京大学大学院医学系研究科医学博士課程試験の受験者の成績について記載のある文書 (同第 38 号関係)

文書 9 令和 4 年度実施の東京大学大学院医学系研究科医学博士課程試験の受験者の成績について記載のある文書 (同第 39 号関係)

文書 10 令和 5 年度実施の東京大学大学院医学系研究科医学博士課程試験の受験者の成績について記載のある文書 (同第 40 号関係)

2 諮問庁が新たに開示すべきとしている部分

(1) 文書 1 ないし文書 5 の各文書の以下の部分

ア 内規名称及び I ないし VI の各標題

イ 制定からの改正及び全改の記録の全て (1 ページ目の内規名称の右下の部分)

ウ III の全て

エ IV の 1

オ VI の全て

カ 附則部分の全て

(2) 文書 2 のうち「令和 3 (2021) 年度 医学博士課程入試に関する内規の特例運用について(案)」の以下の部分

V の標題を除いた部分以外の全て

(3) 文書 3 のうち「2022 年度入試における「医学博士課程入試に関する

る内規」の特例運用」の以下の部分

表中の「（略）」以下の部分（Vの標題を除く。）を除く全て

（４）文書６ないし文書１０の表外の部分

（５）文書６及び文書７の表頭のＮｏ、受験番号、指導教員、受験者氏名、
医科学等、外国語、専門科目、合計、口述結果の記載がある部分

（６）文書８の表頭のＮｏ、受験番号、指導教員、受験者氏名、医科学等、
外国語（ＴＯＥＦＬ）、口述結果の記載がある部分

（７）文書９及び文書１０の表頭のＮｏ、受験番号、指導教員、受験者氏名、
医科学MD、外国語（ＴＯＥＦＬ）、専門科目、合計、口述結果の記載
がある部分